

# 正徳・享保期における下利根川中流域の漁業と村々

後藤雅知

Fishing Operations and Villages in the Middle Reaches of the Lower Tone River during the Shotoku and Kyoho Periods (1711-1736)

はじめに

- ① 正徳四～五年の漁場争論
- ② 享保期の佐原・篠原・津宮三か村の動向  
おわりに

## 【論文要旨】

本稿では、東総地域における漁業社会構造の一端を明らかにするために、下利根川中流域で起きた正徳・享保期の漁場争論を取り上げて検討を加えた。正徳四～五年にかけて、下総国香取郡佐原・篠原・津宮三か村と、三か村より上流の漁場を運上金上納の対価として請け負った「運上川」請負人との争論が起き、三か村は村前漁場を川ではなく入海とすることで、「運上川」から分離することに成功したが、漁場範囲は狭められた。この争論において、「運上川」請負人は下流域では川魚の遡上路を確保することが第一であり、これを阻害する新規漁業は中止されるべきであると主張したが、幕府の判断では認められず、三か村前での地引網漁業が優先された。下利根川中流域では、村前漁場での地引網漁は川魚の遡上を阻害する漁業とは認定されず、下流域の村々の意向によって、以後も自由に操業されることが許容された。また享保期には、流域の百姓が、より高額の運上金を上納する代わりに、新たに他村の村前に地

引網の網代を設定しようとする動向が強まり、三か村は倍額の網代役永や海役米を上納するとともに、旧来から一貫して村前漁場を利用してきた由緒を強調して、自村の漁場占有を堅持せざるをえなくなった。この過程で、新規に網代を設定しようとする百姓との差異を強調するべく、三か村は網代役永の上納は地引網代利用の対価に過ぎず、これよりも海役米上納こそが、漁業のほか、村前漁場範囲内での砂洲の開発・肥料採取などを行ういう根拠、すなわち漁場占有の中核的論拠であると主張するようになった。こうして三か村は村前漁場を確保したが、正徳期争論の結果、三か村より下流の村々が新規に地引網の網代を設定することに対しては干渉できず、享保期以降は、不漁に直面せざるをえなくなるのである。

## はじめに

東総地域の漁業社会構造を考えるうえで、内水面漁業の問題は不可欠の検討課題であろう。しかしそのなかでも下利根川流域の漁業構造については、史料制約もあって、十分な研究蓄積が積み上げられているとは言いがたい状況である。

そのなかで唯一包括的にこの地域の漁業社会を取り上げた研究として、原淳二氏の労作<sup>(1)</sup>がある。原氏は、高額な運上金を提示した請負人に漁場の権利が付与される「運上川」のシステムが新島領代官によって導入されることで、漁場利用が個別領主権を越えて新島領代官によって一括して管理されるようになり、各村の村前での漁場利用が制約されるようになった過程を示し、とくに下利根川中流域・新島領では、享保期に「運上川」の請負入札制度が江戸問屋資本などの参入によって、強化されたという見通しを示している。筆者もこの見解は妥当なものと考えているが、大局的には右のように収束していく争論の過程では、争論当事者双方がさまざまな主張をしているので、その言説を詳細に検討しなおすことで、川漁をめぐる複雑な漁場利用関係、および漁場利用を正当化する論理を抽出することができるのではないかと考える。そこで本稿では、限られた史料からではあるが、原氏が分析対象とした下利根川中流域での正徳・享保期の漁場争論について、その経緯を再度検討することで、いくつかの論点を拾い出すことを課題としたい。具体的に取り上げるのは、下総国香取郡にある佐原・篠原・津宮三か村が関わった漁場争論などであり、その理由は史料が比較的まとまって残されているためである。

以下主として使用する史料は、佐原村名主伊能三郎右衛門家に残された三冊の記録である。一つめは、正徳五（一七一五）年「津宮下漁獵場出入始末留書<sup>(2)</sup>」で、これは正徳期の利根川通り村々漁場請負人と佐原・

篠原・津宮三か村との争論関係史料をまとめた冊子である。二つめは、享保二（一七一七）年「御菜御肴御吟味之節留書<sup>(3)</sup>」で、代官野田次郎左衛門を通して御菜肴の上納を命じられたときのやりとりを記録したもの、三つめは、享保七年「御証文之写<sup>(4)</sup>」で、享保七・八年の漁場利用をめぐる代官野田とのやりとりを記録した冊子である。いずれも伊能家六代目当主の景利が作成した留書であり、<sup>(5)</sup>村政の記録を編纂した著名な「部冊帳」の後巻の一部として作成され、最終的には「部冊帳」から外された可能性が高い史料である。<sup>(6)</sup>

### ① 正徳四～五年の漁場争論

#### (1) 漁場争論の前提

まずは正徳期以前の佐原・篠原・津宮三か村の漁場利用関係について、原氏の研究を参考にしながら整理しておきたい。

(1) 下利根川中流域にあたる新島領では、慶長期に関東総奉行であった青山忠成によって、流域村々が幕府に御菜魚を上納する体制が整備された。このなかには佐原・篠原・津宮三か村も含まれた。こうした御菜魚献上は、この三か村が私領に領地替されることで短期間で中止されたが、その由緒によって以後は役永を上納することになり、この役永が漁場利用を保証するものとなった。

(2) その後新島領流域の役水上納・漁場利用関係は、全体として新島領代官によって一括管理されるようになり、三か村も相互に入会して漁場利用することを確認するようになった。

(3) 寛文・延宝期から漁場収益に目を付けた周辺漁民が、旧来の役永より高額の運上金を上納する代わりに、漁場を排他的に利用しようと、運上金上納の請負を歎願するようになり、このことが新島領代官の、より高額の運上金を獲得しようとする指向性に合致したことにより、下利

根川流域では代官によって「運上川」が設定され、各村の漁場利用は制限を受けるようになった。

(4) 寛文十三(一六七三)年からは、新堀川開削をめぐって、改めて三か村による漁場の入会利用が確認され、入会漁場「堀割下海」について三か村が「年々御年貢百俵宛御定納」することとした。これはのちに、三か村の前川は下利根川の一部ではなく、入海部分であると主張する際の論拠となるのである。この結果三か村は、「新洲出来仕候ハ、其年より田地二仕付次第、御代官様見分之通御年貢差上ケ可申候、海之内二而もくつを取、芦浦を刈、御領地・私領地分田地こやしに仕申所御座候」、すなわち、①この海域内の洲を開発して田地として利用すること、②田畑の肥料を海域内で採取することの二点を領主にも認めさせることとなった。

こうして下利根川では請負漁業「運上川」が広汎にみられるようになるが、三か村はこのシステムに組み込まれず、ついに正徳期に、上流の村々(利根川通り村々)の漁場を請け負ったものと佐原・篠原・津宮三か村との間で漁場争論が起きることとなった。まずはこの争論の経緯を追いながら、両者がどのような論理で自己の漁場利用を正当化したのか、明らかにしていきたい。

とくにこの争論で請負人と対立したのは、津宮村である。津宮村は請負場所である利根川通り村々と支配代官が同じであったため、請負場所での漁獲量を確保したい代官から地引網を中止するよう命じられたことに逆らえず、いったんはこれを中止した。その後正徳二(一七一二)年九月に、幕領巡見使の廻村先へ地引網再開を求める訴状を提出したが、代官の添状がないことから受け付けてもらえなかった。ところが翌年に、利根川通り村々は松平九郎左衛門支配、三か村は野田次郎左衛門支配と代官が異なることになったため訴状が受理され、津宮村役人は江戸の野田の役所に赴き、改めて訴状を提出し、口書が作成された。

〔史料1〕<sup>8)</sup>

差上申口書之事

一 下総国香取郡津之宮村前川魚獵之義、川上飯嶋村前年請負之場所御請負之者津宮村前魚獵相障り申二付、去ル辰年御巡見様江願書差上ケ申候所ニ、此度御吟味被仰付奉畏候事

一 津之宮村前川之儀先年より魚獵を以渡世仕候二付、津宮村分シ永四百六拾文并米百俵ハ津之宮村・篠原村・佐原村三ケ村ニ而定納仕来り魚獵仕候所、年々右之場所開發仕三拾七年以前迄反歩拾九町歩余御座候所、只今ハ百拾九町歩余ニ罷成候、其上年々満水御座候二付ごみ砂押込魚住不申、只今ハ魚獵仕候場所新川瀬通計ニ罷成候、然共定納網代御役米永之儀ハ先年之通り今以定納仕候得共網引申場所通ク罷成迷惑仕候、御年貢之義も先年ハ少分ニ御座候得共只今ハ御年貢相増上納仕候

一 右之通り先年ハ場広キ所ニ而魚獵仕候得共、只今ハ開發候間魚獵場通ク罷成候故川筋本瀬通り計ニ而魚獵仕候、且又先年ハ何網を以魚獵仕候哉、只今ハ何網ニ而魚獵仕候哉と御尋ニ御座候、先年より今まで川瀬模様次第魚獵引替々々魚獵仕来り申候、然共先年ハ場広所ニ而魚獵仕候得共右之趣ニ付魚獵仕所減、前後之義ハ境相立他村前ニ而魚獵仕候義不罷成、村前計ニ而本瀬一通り之魚獵仕候故近年地引網を以魚獵仕候事

一 津之宮村江相構申川上魚獵人之義、御請負前後ニ外村ニも永請負之場所も御座候得共相構申義無御座候、且又金江津前年請負之義も外村之者御請負仕候得共此者之義上下之獵ニ相構申義無御座候所、飯嶋村前御請負之者相構迷惑仕候事

一 魚獵御請負之儀ハ何村前何方ニ限り不申国々共ニ村前限り之御請合ニ御座候、拙者共村之義魚獵仕候得而ハ登魚無御座迎相構申義、先年より例無御座義被相構迷惑仕候事

一 佐原・篠原両村之義ハ津之宮より川上ニ而有之、尤飯嶋村前年請負獵場之義右ニケ村より川上ニ有之候得共、先右ニケ村江相構申所ニケ村を差越津宮江相構申義御心得難被遊由、但シ佐原・篠原ニケ村之義ハ魚獵不仕候哉と御尋ニ御座候、佐原村之義ハ網場名主三郎右衛門老人ニ而一ヶ所之獵場ニ御座候所、三郎右衛門魚獵相嫌獵指而不仕候、篠原村之義ハ是も獵場一ヶ所と相極り申所百姓式三人ニ而支配仕候場所ニ御座候ニ付、外之網漁ハ仕候得共地引網之義ハ網代金其外引子人足大勢入申ニ付地引網引申義不能成、外網を以魚獵仕候ニ付右ニケ村江ハ右之年請負之者不相構申候、津之宮村之義ハ村中ニ而四ヶ所之獵場定納御請負之義ハ村中ニ而獵仕来り候ニ付、村中之者地引網を以魚獵仕候故地引網引候得ハ川上江登り魚無御座迷惑之儀ニ付相構申旨ニ御座候、右申上候通り魚獵之義ハ何方辻茂何村より何村前と申義限り御座候間、御請負之通り津宮村前漁獵ニ相構不申候様ニ被仰付可被下候、津宮村之義ハ絵図を以申上候通り御田地流作ニ仕不残水腐仕候年茂御座候ニ付、先年より以魚獵ヲ渡世ニ仕来り候間川上年請負之者相構不申候様ニ以御慈悲被仰付可被下候

右之通り少茂相違無御座候、右之外何ニ而も申上候儀無御座候、以上  
正徳四年午二月十三日 下総国香取郡津之宮村

名主 藤右衛門印  
同 縫殿助印

(他四名略)

御代官様

右の史料から次の諸点を指摘できよう。第一に、三か村は入会漁場を利用する対価として、米一〇〇俵(三五石)と永六二八文(右では津宮村分しか記されていないので永四六〇文となっている)を上納したことである。前者は海役米と呼ばれ、先述したように寛文十三年から上納し

始めたものである。後者は網代役永と呼ばれ、別の津宮村の口書<sup>9)</sup>によれば慶長年間から上納しているというので、青山忠成への御菜魚献上が中止された代わりの役永に相当するものといえよう。

第二に、右の上納に対応して、三か村には網場が六か所設定されていたが、佐原村の分は三郎右衛門個人持ちで操業されておらず、篠原村でも地引網は行われていなかったこと、津宮村の四か所では地引網が操業され、そのために請負人から津宮村のみが訴えられたことがわかる。すなわち津宮村以外の二か村の漁業依存度は低位であったことが判明する。またこの争論の争点は地引網の操業にあったことが窺えよう。

第三に、三か村は、村前での操業は原則として各村に認められており、村境を越えない限り操業の差し止めは起こりえないこと、それが河川の流域では原則であると主張したことが読みとれよう。

第四に、三か村は、こうした村前での操業をめぐって、上流の村が「登り魚無御座迷惑」、すなわち川魚の遡上を妨げるとの理由で訴えた例はないと主張したことが読みとれる。こうした主張は、当該地域の漁場利用関係を考えるうえで重要であろう。

第五に、漁場が川砂で埋まり狭くなったこと、そのため川の主流部分での操業を余儀なくされたことが明らかとなろう。これは第四の点とも関わるが、場広な漁場があれば、川魚の遡上する道を塞ぐことはないともとれる主張である。

以上のように、この時期三か村では漁場が狭まり、それほど大規模には漁業が行われていなかったこと、にもかかわらず三か村は二種の役米永を上納したことが明らかとなろう。また川魚の遡上については、重要な争点となるが、それは後述したい。

こうした津宮村の主張は支配代官野田次郎左衛門の容れるところとなり、野田はこの口書に沿った内容の報告書を勘定所に提出して、津宮村から次の証文を提出させた。

〔史料2〕

指上申証文之事

下総国香取郡津之宮村新田之義前々々右村前ノ川魚獵ニ而村中渡世仕来候処、川上飯嶋村前年請負人相障り候旨申ニ付迷惑ニ奉存、去辰年御巡見様江御訴訟申上候之処、此度御吟味御伺之上、右津宮村前川魚獵之儀前々之通り勝手次第之網を以魚獵仕候様ニと被仰付難有奉畏候、若此上何方も相障り申儀御座候ハ、其節急度御注進可申上候、且又村前之儀ニ御座候迎我俣仕メ切あば木張切相障り申間鋪旨被仰付奉畏候、若違背仕候ハ、急度越度可被仰付候、為其一札仍如件

正徳四年午十月十三日

津之宮村新田

名主 縫殿助印

(他二名略)

御代官様

右では津宮村の主張がそのまま認められ、「勝手次第之網」、すなわちここでは問題となった地引網の操業が許可されたことが明らかである。ただし村前の漁場といっても、川をしめ切り、川魚の遡上を妨げる漁法は禁止されたことも事実である。以上から地引網は川魚の遡上を妨げる漁法とは認識されなかったことが指摘できよう。以後こうした代官野田の判断に対して請負人が訴状を提出することで、争論は本格化した。一方津宮村はこの「一時的な勝利」を記念して、香取神宮に地引網漁を描いた絵馬を奉納したという。

(2) 漁場争論の展開

翌正徳五年一月から津宮村が地引網を再開したため、請負人はせめて請負の年季が終わる六月まで地引網を中止してくれないかと津宮村に申し入れたが、津宮村が「合点」しなかったため、支配代官松平九郎左衛門に訴状を提出した。以後幕府評定所での吟味に持ち込まれ、八月に裁

許状が出されるに至る。まずは請負人が最初に提出した訴状を掲げよう。

〔史料3〕

乍恐以書付御訴訟申上候

松平九郎左衛門様御代官所

下総国香取郡手賀組新田

魚獵請負人

惣左衛門印

訴訟人

喜兵衛印

同国同郡橋向村

治兵衛印

江戸本小田原町

藤左衛門印

野田次郎左衛門様御代官所

市左衛門印

同国同郡

相手

津之宮村

一拙者共御請負仕候下総国香取郡利根川筋魚獵場之義、上ハ清久嶋小川より下ハ海口まで之定ニ而、去ル辰年より当未之六月まで三ヶ年之積り御運上金高千四百両内ニ而御請負被仰付候分ニ当六月明川ニ罷成候、右御運上金之義ハ前々々夏一度春一度両度ニ上納仕候、当春も御上納可仕分ニ式百両余御座候、春上納之義ハ正月夏まで之内魚獵仕候見込ニ而問屋より金子借替例年上納仕、夏上納之義者其暮まで之積りニ而金子借替上納仕来り申候、右請負川筋之内津之宮村前ニ而新法之地引網出来仕候ニ付諸魚通路之川口留り候故、当分拙者共御請負之魚獵場潰ニ罷成候間御運上金借替上納之義指支迷惑ニ奉存候、然共津之宮村地引網被仰付候筋目ニ而御座候ハ、拙者共御請負之年数当六月限ニ而御座候間夫までハ先規之通り被仰付、七月已後より津之宮村地引網被仰付被下候様ニ奉願候、左候ハ、当春御運上御上納金も早速問屋方借替御上納可申上候御事

一拙者共御請負仕候利根御運上川之義先規より金貳千両或ハ千五百両内外ニ而請負被仰付候、近年川筋悉敷不獵ニ御座候ニ付拙者共御請負高金千四百両内ニ而大分損金仕候、右申上候通り獵場之定ハ清久嶋村小川ノ海口まで之内、御領私領村々前川之分ン不殘御運上場ニ御立被遊請負被仰付候ニ付其村々之自由ニハ罷不成候、先年も津之宮村ニ而地引網御訴訟申上候得共細田伊左衛門様御代官所之節御吟味被遊不被仰付候、此度御運上米差上候川通り故獵場之御願申上候由奉承知候、右津之宮村御運上米之義者入江役米ニ而利根川之御運上ニ而ハ無御座候、拙者共御請負仕候ハ利根川通り魚獵御運上川ニ而御座候、津之宮村御運上米之義利根川之入江大分之義ニ而新須干揚り御田地年々出来致候ニ付、無年貢地ニ而ハ外々注進申上候ニ付、其ため御運上役米前々々差上置新須干揚支配仕候、然ハ魚獵之運上と申筋ニ而ハ無御座様ニ奉存候、則繪図所持仕候間御尋之上口上ニ可申上候、津之宮村入江御運上米差上候場所之内ニ前川と申所も有之候へ共利根川ミよ筋ニ而ハ無御座候、只今獵場ニ罷成候所とは各別隔り申候、入江之内ニ而獵仕候義ハ拙者共構無御座候、利根川通り諸魚通路之場所メ切候得而ハ私共請負之御運上川筋難立迷惑奉存候、被為聞召分先規之通り被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

正徳五年未正月

(差出人ニ訴訟側略)

御奉行所様

右で請負人は、三か年一四〇〇両で漁場を請け負った年季が六月までなので、せめて津宮村の地引網を六月いっぱいには中止させて欲しいと願っている。なおこの運上金額も旧来は二〇〇〇両や一五〇〇両であったものが、不漁の影響により下がってきたものであるという。さてこの史料から次のような諸点が指摘できよう。まず、請負人は直接には周辺村落の百姓であるが、その背後には運上金を工面する江戸魚問屋が存在

したことが指摘できる。右でははっきりしないが、本小田原町の藤左衛門は、他の史料によれば、江戸日本橋本小田原町組魚問屋鯉屋藤左衛門であることが明らかとなる。したがって下利根川流域の漁獲物は日本橋の魚問屋に送られたことが判明する。

第二に、請負人が請け負った漁場の範囲は、清久嶋村から下流の「海口」まで全体であり、幕領・私領に関わりなく村々の前川をすべて含んでいること、したがってその漁場は流域村々の自由にはならないことがわかる。原淳二氏が指摘しているように、「運上川」の設定により前川を奪われた村々が下利根川中流域には多かつたのである。なおこの後の争点の一つは、この「海口」がどこかということであった。

第三に、津宮村の地引網は「新法」であること。津宮村は旧来から地引網を操業したと主張したが、請負人から見れば、これは新たな操業であったのである。

第四に、右の地引網の問題点は、「諸魚通路之川口」を留めることにあったこと、すなわち津宮村より上流の「運上川」を請け負った立場からは、川魚が遡上する道を塞ぐ行為は認められず、地引網はこれに相当すると判断されたのである。

第五に、請負人は、仮に津宮村に独自の漁場が存在するとしても、それは「利根川滯筋」ではなく、津宮村の入江に限定されると主張したことが確認できる。これに対応して、請負人は津宮村が上納する役米永は魚獵運上ではなく、入江運上であったと主張した。ようするに津宮村が上納する役米永に対する認識も、津宮村と請負人とでは大きく異なったのである。

史料1と史料3とを比較して改めて整理しておけば、この争論の発端が津宮村による地引網操業の再開にあったことは明らかであろう。史料2によってその操業が正当化された津宮村の地引網は、上流の「運上川」を請け負うものたちにとっては、「運上川」の存立そのものを脅かす存

在となり、双方は訴訟の場で全面的に対決することになった。とくに右では、①「運上川」の範囲は「海口」までであること、②「運上川」に通じる川魚の遡上路を確保する必要があること、③津宮村が上納する役米永は魚獵運上ではないことが強調されている。これに対して津宮村は次のように反論した。

〔史料4〕

差上申一札之事

(一条略)

一津宮村ニ而魚獵仕候場所之義ハ請負人願出候通り川筋ニ御座候哉、又ハ入海之内ニ御座候哉と御尋ニ御座候、津宮村前之義ハ先年より川筋と申義ハ無御座候、津之宮村内ニ根本川と申小川有之、利根川迄ハ佐原新堀川ニ而御座候、根本川より下ハ不残入海ニ而境相立候御証文所持仕津宮村之義ハ海口ニ而御座候、依之入海之義ハ先年より海役米上納仕外より相構申場所ニ無御座候、尤佐原新堀川より落水請候得共津之宮村前より入海ニ而川筋と申義ハ無御座候、津之宮村之義ハ先年田方拾九町迄ニ而百姓渡世不罷成、入海ニ而以魚獵を渡世ニ仕候ニ付海役米指上ケ申候、然ル所ニ元禄年中ニも新堀割川年請負藤堂和泉守様御知行所石納村源兵衛と申者津之宮村前入海魚獵ニ相障り、御公儀様江御訴訟申上候処ニ、津之宮村之義ハ川之内魚獵不仕村前入海ニ而魚獵仕候故源兵衛申分相立不申御過意被仰付候、此度相障り申候利根川通り魚獵御請負之者之義、津之宮村之内海口と申義乍存相障り申義乍恐難心得奉存候、畢竟御運上金相滞り可申巧と奉存候、拙者共之義ハ川之内ニ而全ク魚獵不仕候、若偽り申上津之宮村前より上江上り川筋之内ニ而魚獵仕候義御座候ハ、何様之越度ニも可被仰付候

一此度津之宮村前入海之義獵場ニ而ハ無御座田畑開発之ため定納米指上候由請負之者申上候段相違御座候、畢竟御運上金相滞り可申

方便ニ申上候義と奉存候、入海御役米古来定納ニ差上候義海之儀田地ニ成り可申哉、又者何程之大海ニ成可申候哉末々之義曾而不存義ニ御座候へ共、魚獵を以渡世仕候故右之海役米定納ニ差上申義ニ御座候、然共入海之義段々土砂押込地高ニ成候処御田地開発仕候義ニ御座候、然ニ附請負之者共以勝手申上迷惑仕候、津之宮村之義ハ古来より海附之村ニ而魚獵仕来り候ニ紛無御座候

一年請負之者利根川通り海口まで御請負之由申上候、何れ之所を限り海口と申候哉海口之御吟味奉願候、拙者共入海江之落水仕候川瀬之義ハ佐原新堀川と申枝川ニ而利根川ニ而ハ無御座候処、此度私之絵図仕立利根川ハ幅せまく佐原枝川を大河ニ認利根川と書付候義相違ニ御座候、利根川之義者先年立合絵図御裏書之御証文所持仕候間御引合せ御吟味奉願候(中略)

正徳五年未正月

下総国香取郡津之宮村

藤右衛門印(他二名略)

御代官様

右では、まず津宮村前を流れる根本川は、利根川から分岐し佐原村の前を流れる新堀川の末に位置しており、「海口」に相当すること、したがって津宮村前漁場は利根川に「運上川」に含まれず、入海であることが強調されている。七月十九日の津宮村口書<sup>⑩</sup>によれば、根本川は津宮村内にあるとされたので、津宮村は自村前より下流域を入海とすることで、「海口」を自村前に設定し、村前漁場を確保しようとしたことが明らかである。なおこれが認められることで、津宮村より上流に位置する佐原・篠原二か村はその前川漁場が「運上川」に含まれることになり、村前での地引網操業を断念せざるを得なかった。その代わりこの二か村は、訴訟の結果、津宮村前海漁場での入会漁業が認められることになった。この入海境「海口」は、この場所が延宝六(一六七八)年の裁許状に記された丁子村と津宮村との漁場境であったために、正徳五年八月の裁許

でも認められ、その結果津宮村漁場は「運上川」から隔離されることが確定した。以上のように、請負人の主張①に対しては、村前が入海であることを根拠に、津宮村前が「海口」であると反論し、津宮村は自己の漁場を確保したのである。

次に請負人の主張②に対しては、佐原村新堀川から流れる津宮村前の川は枝川であり、利根川本流ではないと反論する。とくに請負人側が作成した絵図に、利根川本流が狭く書かれ、佐原前の枝川が広く書かれていると反論している。津宮村が主張する利根川本流とは、西代村から板久村へと北流する川筋のことであり、確かに本来の利根川本流であった。津宮村側も自らの主張を証明する絵図を提出したが、請負人側は、その絵図の記載内容が三八年前のものであり、現在とは「川瀬悉違申候二付古絵図を以御吟味被遊候而ハ迷惑」であるとし、自分たちが差し出した絵図のように、利根川の流路の変化に伴い「近年ハ津之宮村前へ流候利根川之枝川本利根ニ罷成、利根川之水七合程流申候、古絵図之面北へ流候利根川ハ近年三合程流申候」と主張する<sup>(1)</sup>。要するに現在は、津宮村の主張とは異なり、利根川の主要な流路は新堀川であるというのである。津宮村側は請負人の主張②に対して、本流からの川魚の遡上が確保されれば、枝川である津宮村の前川<sup>(2)</sup>新堀川からの川魚遡上は必要ないと反論したが、請負人は水量から判断してむしろ本流は新堀川であると反論したのである。続けて請負人側は次のようにも主張した。

〔史料5〕

一 津之宮村より差上候古絵図之表北へ流候利根川之登り魚計取候拙者共請負ニ而ハ全無御座候、右北へ流候利根川海口統大嶋・三嶋・境嶋・西代四ヶ村之前川并枝川・新堀割川・十三前川右数ヶ所之網引場有之候へ共、壹ヶ年ニ漸御運上金拾両差上村々請負ニ被仰付候、拙者共ハ此川上統之魚獵場御請負仕候処壹ヶ年ニ四百両余宛御運上金差上申候、津之宮村之申通りニ御座候ハ、川下右之

村々ノ御運上金多ク、拙者共御運上金ハ減申候旨ニ御座候へ共津之宮村前川より登候魚取候請負御運上大分増申候

すなわち請負人が請け負った「運上川」で漁獲される川魚は、津宮村側が主張する利根川本流である西代<sup>(3)</sup>板久村のルート<sup>(4)</sup>を遡上する魚だけではなく、津宮村前を遡上する魚も含んでいると主張し、その論拠として、西代<sup>(3)</sup>板久村ルートに属する「運上川」の下流域では運上金額が上流より低いことを挙げた。請負人たちの「運上川」は利根川本流と新堀川とが分流する地点より上流に位置し、両河川を遡上する川魚を漁獲できることから運上金が高額となるのだという。また請負人たちは「津宮村前川より登候魚取申候積り以入札」してきたともいう。すなわち仮に津宮村側の主張通り新堀川が枝川であったとしても、「運上川」にとつては川魚の遡上ルートであることには変わりないとして、津宮村側の主張を否定したのである。なお「下り魚之義ハ少計之御事」とあり、下流へと下る川魚はほとんど漁獲対象とはならなかったようである。

請負人側のこの主張の延長上には、津宮村前での地引網がそうした川魚の遡上を妨げるものであるとする内容があったのだが、さきほどふれたように、地引網操業の可否は史料2<sup>(5)</sup>によって確定されたと判断されたため、争点の後景に退き、八月の裁許で津宮村前は入海となり、川魚の遡上ルートの一つと判断されなかったため、請負人の主張②についてはこれ以上深まることはなかった。

さて史料4に戻ると、請負人の主張③<sup>(6)</sup>をめぐって、津宮村は漁獵渡世の対価として海役米を上納したこと、津宮村は利根川筋に属して川魚を行く村ではなく、入海に面した海付村落であることを強調したことがわかる。また入海が田畑として開発されるかどうかは海役米上納にあたっては考慮されず、海役米は純粹に入海での漁業に賦課されたものだと主張した。こうして請負人の反論に対抗したのである。ここでの海役米とは寛文十三から三か村が上納した米一〇〇俵のことを指しており、これ



が漁業に対応した年貢と位置づけられている点は、次の享保期の主張とは異なっており注目される。

以上、正徳期争論の争点を、請負人と津宮村の主張を取り上げ検討した。この争論は右でもふれてきたように、正徳五年八月に、幕府の裁許がだされることで終結した。その内容は延宝六年の裁許絵図の内容に則り、根本川を「海口」とする先例遵守そのものであり、この結果基本的には津宮村の主張が通り、津宮村前海は利根川通りの「運上川」から分離された独立の漁場となった。上流の村（請負人）から川魚の遡上路を確保すべく起こされた訴訟は、史料1にあつたように下利根川流域では初めてであつたが、こうした主張は幕府によって支持されることはなく、津宮村が主張した村前の漁場は村が独占的に利用できるという論理が、形式的には入海であるが事実上は川であつた部分にも適用されることとなつたのである。

また地引網漁が川魚の遡上を妨げる漁業かどうかが問題となつたが、その吟味は曖昧なまま、実態としては、史料2を前提に、川魚の遡上には影響しない漁業として以後操業されることになるのである。

## ② 享保期の佐原・篠原・津宮三か村の動向

### (1) 御菜肴上納再開の忌避

享保二（一七一七）年四月七日に、野田次郎左衛門の回状によって江戸の野田役所に出頭した三か村の村役人は、野田の手代衆から「此度御勘定所より被仰出候ハ、獵役上納の村方へ御菜御肴何二よらす差上可申候、其替り二右之獵役御免被下候間其村々何二而もとれ候肴差上候様ニ吟味可仕旨被仰付候間、御肴差上候様ニと被仰渡」たので、これを拒否しいつたん国元へと帰った。<sup>13</sup>その後再度出府し、不漁を理由に、わずかばかりの鮭の現物上納にしか応じられないと返答。さらに三か村は、①「近年

利根川通り年請負之者と出入之節（一章で検討した正徳期争論）根本川限りと罷成」、漁場範囲が狭くなったこと、②「水（下流）大倉村二而御願申上当年（享保二年）より魚獵仕候様ニ承知仕候、川下二而獵仕候而ハ弥以取れ不申」との理由から、漁業の安定的な継続が困難であることを述べて、御菜肴の定期的上納を拒否しようとした。<sup>14</sup>ここから、正徳期争論は、三か村にとって、津宮村前の漁場を確保したという点では勝利のように見えたが、漁場範囲は狭まり、「拙者共まけ候」と認識したことがわかる。

しかし手代衆は、海役米と網代役永とを上納していることを理由に、御菜肴の上納を強要したため、三か村は上納の対象とされた鮭・鱒・鯉・サイマルタの寸尺や金額などを申告させられたが、以後もさまざまな書付を提出してこれを拒否しようとした。結局この一件は、伊能景利によれば、「其後何れ之道ニも御沙汰なしニ罷成」、<sup>15</sup>「当分御沙汰相止申候」となった。すなわち御菜肴の上納は命じられなかったのである。<sup>15</sup>さてこの吟味において三か村はどのような主張をしたのか、三か村の村役人が差し出した史料を一点掲げて、検討しておきたい。

〔史料6〕<sup>16</sup>

覚

一 津之宮・篠原・佐原右三か村より定納仕候網代役永并海役米之所、此度御菜御肴相応ニ差上候様ニと御吟味之趣奉承知候

一 三ヶ村魚獵場之儀往古より網代役永六百式拾八文定納仕、佐原新堀川口より大倉村海境迄長三千間余之内ニ而場所六ヶ所相立魚獵仕候処、近年利根川通年請負之者と出入之節根本川限りと罷成候二付、右根本川より大倉境迄五六百間程御座候場所之内網引場瀬成悪敷候而、漸五六拾間程之所網引場ニ罷成候故六張之網一度ニ獵仕かたく、番々を立替り々々ニ魚獵仕候故存ル俣ニ魚獵難成御座候、此上右網引場又々瀬成悪敷罷成候得者事ニより魚獵難成事も

難計候故、永々之御菜御請仕候儀如何ニ奉存候得共御用之御儀ニ御座候間相応ニ御菜差上可申候

一入海運上米三拾五石宛定納仕候訳ハ魚獵計之運上ニ而無御座候、海之儀四方之境ニ村数拾ヶケ村入組申所ニ而隣郷ヲ諸色共ニ手入仕度望御座候ゆへ、当四拾年余以前御注進申上御米三拾五石宛年々御上納仕他所ヲ手入不罷成様ニ仕置候、然処ニ延宝六年午ノ年ニ丁子村ヲ海江可入之旨申ニ付出入と罷成候得共右之訳故三ヶ村理運ニ罷成、弥向後三ヶ村可為支配他所ヲ海江一切不可入旨御裏書絵図被下置候、依之右之海ニ而も草を取三ヶ村御料私領惣高五千石余之御田地こやしニ仕候、其上山林野原無之村方ニ而候故右之海江蒲仕立薪ニ仕候、且又海江ごみ砂押込候得者開發仕御改之上御見取御年貢米差上、いつれによらず諸色支配仕候ためニ御米三拾五石定納仕候、別而魚獵計ニ片付候海役米と申訳ニ而ハ無御座候、前ニ書記申候網代永六百式拾八文定納之獵場も三拾五石差上候入海之内ニ而御座候間、網代永之分計御菜差上申度旨御願申上候処ニ、海役と有之上ハ相応ニ御菜差上候様ニと再応御吟味ニ御座候得共、右申上候通海境ニ他村入組候得者如何様之出入出来可仕茂無心許奉存、殊諸色御請合之海ニ而候故御米之儀ハ前々之通三拾五石宛定納仕候様被成置可被下候、然共海役と御吟味被遊候間何れとも御菜御肴鮭拾本宛差上可申候間、網代永六百式拾八文ハ御免被遊被下候様ニ奉願候

享保二年酉五月

(差出人六名略)

野田次郎左衛門様御役所

右の史料からは、正徳期争論の結果、三か村は六つの網（四網は津宮村、篠原・佐原村が一網ずつ）を二組にわけ、組単位で津宮村前の二か所の網代を隔年で利用する体制を構築したが、それでも漁場が狭いため、永続的な御菜肴上納を請け負うことを忌避したことが読みとれる。とく

に右では海役米と網代役永に対する三か村の認識がストレートに表明されているので、これをみておきたい。

まず海役米であるが、正徳期争論の史料4でみた、入海での「漁業」に対する賦課とする三か村の認識と比較すると、その相違は明らかである。ここでは海役米の上納分まで御菜肴上納に振り替えようとする代官側の意向を踏まえて、これを阻止すべく、海役米が漁業のみに対する賦課ではないこと、いわば漁場の範囲を保証するものであることが主張される。海役米は他村との漁場争論に勝利するには不可欠の上納物であり、三か村はその上納継続を死守しようとしている。当然その漁場範囲内では、肥料用の藻草や蒲などを採取することが可能であり、また干潟や洲を田畑として開発することも前提とされている。こうした主張は寛文十三年に領主に認めさせた内容と同一であり、海役米の本来の設定趣旨に添うものである。佐原・篠原村のように漁業への依存度が低い村では、右のように肥料採取・田畑開発としての河川利用こそがむしろ重要であり、御菜肴上納への切替はとうてい容認できるものではなかったと考えられる。

海役米が漁場範囲を保証するものであるとの位置づけは、海役米と網代役永との相互関係についての認識によく現れている。網代役永は他の史料では「網場六ヶ所御役永」とも記され、海役永が保証する津宮村前海漁場の範囲内に存在する網代を利用する対価として位置づけられたことがわかる。網代役永は前海漁場の一部を利用する対価として上納するものであり、これも漁業そのものへの賦課とは認識されていない。本来網代役永は青山忠成への御菜鮭献上が中止された代わりに、漁場利用を継続する対価として上納した運上であり、海役米よりも上納開始の時期は古く、三か村の漁場利用を保証する存在であったはずだが、正徳期争論によって網代場が固定されたことを契機として、網代場利用の対価へと格下げされたのである。したがって三か村はこの網代役永を免除して

くれるなら、その分、御菜着を上納することを承諾しようと代官に歩み寄るのである。

すなわち、漁業や肥料採取、田畑の開発などを含めたさまざまな（海域利用）とでも呼べる利用形態を保証するものが海役米上納であり、そのうちの特定の網代場利用の対価が網代役永上納であるというのである。ここでは明らかに網代役永と海役米との位置づけが逆転し、海役米を三か村が重視したことが窺える。こうした海役米への認識は、この時の歎願が御菜着上納の回避を目的としたこともさることながら、延宝・正徳期の隣村との漁場範囲確定に海役米が果たした役割の大きさを三か村が十分認識したことの結果であろうと考えられる。

## (2) 下流域での新規漁業開始と三か村

享保七（一七二二）年五月に、常州浮嶋村喜右衛門と本小田原町二丁目佃屋加兵衛が連名で勘定奉行所に、三か村が利用する津宮村の「網数六張二而獵仕来候此場所」を一年当たり米七〇石を上納して、十年季で請け負いたいと願い出た。<sup>(17)</sup> 要するに、倍額の運上を出すので、三か村の漁場を請け負いたいという願いである。当時三か村を支配した代官野田三郎左衛門がこの吟味を担当し、①三か村は青山忠成への御菜着上納以來、海役米と網代役永とを「年季二不構永々定納」してきたこと、すなわち「権現様御入国之節所請負」であること、②「川上利根川通り布川下佐原近所迄拾七八ヶ村魚獵場ハ入札を以年数を限り運上」が賦課されたが、三か村の前海漁場は別であることを理由に、喜右衛門らの歎願を却下し、三か村による漁場利用を許可した。<sup>(18)</sup> ただし三か村はこの際に、海役米を三五石から七〇石に、網代役永を六二八文から一貫二五六文にそれぞれ倍増して請け負うことを条件にしたため、以後の不漁時にはその免除を求めるようになった。

右では、「運上川」の論理が再度津宮村前の漁場に持ち込まれたため、

三か村はそのままでは漁場の独占を維持できなくなり、海役米などを倍額にせざるを得なかったことが読みとれよう。年季請負による漁場利用が周辺域で展開していくなかで、三か村前海の永統的な漁場利用も脅かされつつあったのである。

右でいう「運上川」の論理とは、整理しておけば、①年季が設定されていること、②当該漁場に面した村に居住しないものでも、運上金上納者には操業が可能であること、③請負対象が村前漁場の範囲すべてではなく、網代場であること、などを特徴とするものである。こうした「運上川」の論理に基づく歎願は以後も繰り返されることとなった。

翌享保八年になると、三か村より下流に位置する一之分目・三之分目村の前海漁場で、常州扇嶋村のものが一年当たり米一〇〇俵を上納して、地引網五張を新規に始めたいと願い出た。<sup>(19)</sup> これも居住者ではない百姓が他村の前海で新たな網代を設定するという例である。これに対して三か村の村役人は次のように訴えた。

〔史料7〕<sup>(20)</sup>

乍恐以書付申上候

一此度一分目村・三分目両村下二新地引網年賦御請負仕度願人有之候、新浜相立候而者三ヶ村魚獵場ハ相障り哉と御尋二御座候  
 一津之宮村下三ヶ村魚獵場ハ御高三千五百石余之所二罷在候御百姓相統二御座候、依之度々相障候義も御座候得共右之訳故先規之通り被仰付候、数拾年魚獵仕来申其上去寅年浮嶋村喜右衛門御注進申上候節御定納米永差上候積りも、みよ前二大倉村地引網式張之外別而障り無之と奉存御請合仕候、然二間茂無之処二前みよ通り二此度御注進之獵場相立候而ハ、去年中御請負仕候増米永も存寄違ひ二罷成候、其上御百姓相統難罷成迷惑至極仕候、何重二も御慈悲二前ミよ筋二新獵場相立不申候様二被為遊御百姓相統仕候様二奉願上候、以上

享保八年卯六月

(差出人七名略)

野田三郎左衛門様御役所

右によれば、①三か村が享保七年に浮嶋村喜右衛門らの歎願を退けて、倍額の役米永上納を了承したのは、下流では大倉村の地引網二張以外には、濬筋を妨げるものがないからであった、②ところが今回さらにその下流の濬筋に新規の地引網が導入されては、漁場の条件が変化するので迷惑である、③三か村漁場の濬筋に新たな獵場を立てることは中止してもらいたい、と三か村が主張したことがわかる。また翌七月には、「川前五張之網出来仕候ハ鮭鱒計之獵場にて銚子口より水筋を追上り候魚二而、前濬二而五張二而獵仕候得者大分障りニ罷成」るので、扇嶋村の五張を二張に減らすか、上納する運上金をさらに倍増して三か村に請け負わせるか、いずれかにして欲しいと訴えた<sup>(21)</sup>。こうした訴状の内容から、三か村は上流の村の漁場に遡上する川魚の道を妨害する行為が、下流の村々において行われることに強く抗議したことが読みとれる。これは正徳期争論において「運上川」の請負人が主張した内容と相似たであろう。

また、代官が、享保二年に三か村より下流の大倉村が地引網を始めたときに支障がなかったのに、今回は支障が生じるのはなぜかと詰問したのに対しては、「大倉村之義も権現様御入国已来海役米網代永差上三ヶ村同前之義ニ御座候故、新規願之節も相障り不申」、しかし今回は「居村附之魚獵場ニも無御座候故相障り候」と反論した<sup>(22)</sup>。正徳期争論で村前漁場を確保し、そこでの地引網操業を堅持した三か村にとって、同様の立場で開始された大倉村の地引網漁を阻止する手段はなかったが、他村の百姓が年季請負で地引網の網代を新規に設定することに対しては、強く抗議したのである。

このように三か村は「運上川」の論理に反対することに加え、新たに川魚の遡上路の確保という主張をも盛り込むことになったが、こうした主張は代官に全く取り上げられず、扇嶋村の地引網は、一つ減らして四

張で操業されることになった。そもそも川魚の遡上路を確保するという論理は、かつて「運上川」請負人が主張したが三か村が拒絶したために下利根川中流域では確立しなかった論理であり、また今回の場合には、一分目・三分目村より上流に位置する大倉村や三か村より上流の「数ヶ所之運上場」においても支障はないと返答したため<sup>(23)</sup>、代官が三か村の主張を受け入れる可能性はなかったのである。三か村は自村の前海を「運上川」の論理から隔離することは出来ても、他村の前海に導入された「運上川」の論理を否定することは出来なかった。

この一件によって、三か村にとって、①川魚の遡上路を確保することも、②他村前海での新規請負地引網の開始を阻止することも、③役米永上納に依拠した、大倉村のような村前での村百姓による新規漁業を阻止することも、いずれも不可能であることがはっきり示されたのである。以後三か村はこうした事態に対抗するための有効な論理を構築できないまま、享保十二年には、大倉村が新規に地引網二張を始めることを認めざるを得なくなる。大倉村では、それ以前も、二張といながら実際には三張の地引網が操業されていたため、これによって合計五張が網代場を占有するという事態になった<sup>(24)</sup>。三か村にとっては、前海漁場は確保したものの、下流域での漁業が拡大することで不漁を招き、さらには役米永だけが倍増するなど、享保期は漁場利用の継続が急速に困難になる時代であった。

享保十二年はこれだけで済まなかった。九月になると今度は江戸魚問屋鯉屋藤左衛門が、大倉村の前海で新規に地引網を始めたいと願ひ出たのである。これを受けて、大倉村の漁師・村役人、および三か村の村役人は次のような書付を野田三郎左衛門役所に提出した。

〔史料8〕<sup>(25)</sup>

御吟味ニ付申上候覚

一此度鯉屋藤左衛門方より大倉村獵場之内江新規ニ地引網相立申度段、

為御忠節願出候ニ付御見分御吟味ニ付、右場所ハ大倉村海地米四拾五俵上納之場所ニ而外手差不仕処、況去ル卯年磯山村も願出候得共右之段御吟味御聞濟被遊、拙者共申分相立外手入不仕場所ニ御座候段先達而委細申上候処、御吟味之上被仰渡候ハ右海地米四十五俵相納大倉村海ニ無紛段ハ此度願人藤左衛門も存知候得共、右海之内大倉村網五張ニ而獵仕候而も場広成所故藤左衛門方引網相願候、居下ニ而網引候而大倉村勝手悪敷候ハ、上ニ而藤左衛門網引可申由、畢竟大倉村ハ海地之主村ニ候得ハ年々大倉之勝手ニ為引、大倉之網ニ不構所ニ而網引可申由申之候、尤磯山村之願不相立候得共是ハ右場所へ網代立候与申儀も証拠ニ願候処、磯山之網代場ハ右之場所ニ無之旨吟味之上相決候故磯山之願不相立候、左候得ハ磯山之願与此度藤左衛門願之儀ハわけ違ひ候由被仰聞御尤ニ奉存候、尤右海之内上ニ而も下ニ而も大倉村網引候得者一方は明キ候様ニ相見へ候得共、海一面ニ網引候而ハ獵事無之候故大倉村ニ而も五張之外増網も難仕候、万一藤左衛門願之通被仰付候而ハ大倉村之獵事ニ相障り候間、獵師ハ勿論惣而地方百姓も右獵事之余力を以渡世仕候間、外手新網入大倉之獵師衰微仕候得ハおのつから大倉村惣百姓困窮仕儀ニ御座候、其上津宮・篠原・佐原三ヶ村獵師之障りニも罷成右村々及迷惑候間、幾重ニも此度新網入不申候様ニ奉願候、以上

享保十二年未九月 (差出人・宛先略)

鯉屋藤左衛門は、大倉村が役米永上納によって確保した前海漁場内で、新たに地引網を始めようとしたのである。おそらく大倉村自身が地引網を増やすのを見て、新規参入を企画したのではないか。しかもその網代場は、大倉村の地引網が操業する網代場の邪魔とならない場所を漁場内で探して設定するというもので、これでは大倉村が役米永上納によって自村の漁場範囲を囲い込んでも、つねにその内側に外部から新規の網代

場が設定されることを排除できないことになる。さらにこうした鯉屋藤左衛門の歎願を、代官は好意的に受け止め、村にその了承を強く求めたことが史料から窺えよう。「運上川」の設定とは、網代場の設定とも読み替えることが可能であったことは先ほどふれたが、こうなると「運上川」は役米永上納によって村が占有した村前の漁場範囲内にも設定が可能となり、村々が「運上川」の論理を排斥するためには、つねに村前漁場を占有する論理を強化していく必要が生じたのである。

なおこの後の動向については史料がないためわからないが、もし鯉屋の地引網が導入されたならば、三か村の不漁はさらに進行したものと推察される。

### おわりに

本稿では正徳・享保期の下利根川中流域の漁場争論を取り上げてきた。争論の経緯についてはすでにふれてきたので、ここでは争論の分析を踏まえて、いくつかの注目される点を指摘することで「おわりに」に代えたい。

第一に、佐原村他二か村にとって、正徳期の漁場争論は、前海が川ではなく入海であることを認められた点では勝利ともいえだが、佐原・篠原二か村の前川漁場が「運上川」に組み込まれ、三か村の漁場から切り離された点では敗北ともいえ、実際に三か村が争論に負けたと認識していたことも明らかとなった。しかし享保期の動向まで視野に入れると、この争論は川魚の遡上路を確保するためには、下流域での漁獵方法に制約が加えられるという論理が却下され、下流村々による村前漁場の利用が優先されるという方向性を確実にした転機と位置付けられ、三か村にとって、大倉村や浮嶋村の新規漁業に歯止めをかけられなくなる根拠ともなった、すなわち三か村の不漁化に拍車をかけるという意味で、三

か村の漁業が衰退する原因となったと位置付けられよう。「運上川」請負人が構築した、川魚の遡上流を確保するという上流村々独自の論理を打破した三か村にとって、自村前への川魚の遡上流を維持するために下流域での新規漁業を糾弾することは不可能であったし、またこれは領主にも採用されなかったのである。三か村は下流域の村々が村前漁場内でのような漁業を行おうとも、それを容認せざるを得なかったのである。その意味で、正徳期争論において三か村が村前漁場の利用を優先する論理を選択したことが、「敗北」であったといえるのかもしれない。

第二に、下利根川中流域では、川をしめきることによって完全に川魚の遡上を妨げる漁業は禁止されたこと、しかし村前漁場で展開された新規の地引網漁はこれに該当しない漁法と分類されたことである。史料2にあつたように、代官は川をしめきった漁業は禁止したが、本稿で述べてきたように、この地域では地引網はこれに該当せず、正徳期以後も下流の村々によって新たに始められたのである。地引網漁は確かに川をしめきる漁業ではなかったが、上流村々の好不漁を左右する影響力を持つものであつた。しかしながら、下利根川中流域では、地引網操業が原則として禁止されなかったため、下流域でのその操業の拡大によって、上流村々の漁業条件はつねに変容する可能性を持ちつづけ、安定化しなかったと考えられる。

第三に、村前漁場を独占する論理として、海役米の上納が重視されたことである。享保二年の御菜肴上納再開をめぐって、三か村が村前漁場の範囲を堅持するために海役米上納を漁場利用の論拠として重視し、本来の漁場利用の根拠である網代役永を漁場範囲内に展開する網代利用の対価と捉えたことは先述したとおりである。海役永が海石高として村高に結ばれたわけではないが、右では三か村が、青山忠成を通じた家康への鮭上納を象徴する網代役永という運上金よりも、石高に換算された海役永を上位に位置付けたことが窺えよう。その背景として、史料8でみ

たように、当該地域では、運上請負人による新たな網代設置が併行して行われたことがあるのではないか。三か村がもし網代役永を盾に漁場占有を主張すれば、運上金の対価として網代を設置するという次元では、請負人が設置した新規網代と同一となってしまう、他の漁場における新規網代の設置を拒絶する論理を構築できなかったのではないか。そのため海石高ではないが、村の小物成として石高で表示された海役米を漁場占有の中核の論拠に据え、運上金上納のみに依拠する請負人の地引網漁との差別化を強調したと考えることができる。<sup>26</sup> 網代役永を網代の利用と対応させるのに対して、海役米を、漁業・肥料採取などを含めた（海域利用）と対応させることで、両者の違いを鮮明にし、後者を積極的に利用したのである。もちろんそれでも当該地域では、海役米による（海域利用）という論理は弱く、その範囲内につねに新規網代が請負人によって設置されうるという事態が起こりえたのである。

こうして運上請負人の「網代場設定の論理」と村々の「海役米による海域利用の論理」とが拮抗しながら併存し、村々はより一層、網代役永に依拠しない後者の論理を強化していったのが、近世中期の動向であつたのではなからうか。

本稿は下利根川中流域に素材を限定した分析であるため、東総地域に含まれる利根川流域全体の漁業構造を提示するにはほど遠い。下利根川下流域では、川の対岸の村々と川の中央を漁場境として確定し、それぞれが漁場を占有する体制が十八世紀後半から十九世紀前半にかけて確立する<sup>27</sup>という。そこでの川魚の遡上流確保はどうなっていたのか、あるいはこうした漁場利用関係の構築は、中流域にいかなる影響を与えたのか、本稿では分析できなかった。

また下利根川流域の漁業構造は、土砂の堆積や大規模な堤川除普請によって漁場の条件が変容するなど、安定的とはいえなかった。利根川に限らず、川漁をめぐる漁業構造は、つねに下流域の変化に伴い大きく変

容を遂げたものと考えられるので、<sup>(28)</sup> 今後はこうした时期的変遷も踏まえ、この流域の社会構造を検討していくことを課題としたい。

註

- (1) 原淳二「近世前期・下利根川流域の漁業」〔海上町史研究〕三二、一九九〇年。
- (2) 正徳五年「津宮下漁獵場出入始末留書」(伊能家文書I二〇)、以下Aとする。
- (3) 享保二年「御菜御肴御吟味之節留書」(伊能家文書I二二)、以下Bとする。
- (4) 享保七年「御証文之写」(伊能家文書I二四)、以下Cとする。
- (5) 伊能景利の家系や年譜については、酒井右二「村政に関する元禄〜享保期の記録編纂作業」下総佐原伊能景利の事例から―〔千葉県史研究〕五、一九九七年)を参照。
- (6) 『佐原市史』資料編、別編一、部冊帳前巻の解説(小島一仁執筆)参照。
- (7) 寛文十三年「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候事」〔佐原市史』資料編、別編一、部冊帳前巻、七八頁)。
- (8) A所収。以下、史料5までは同様。
- (9) 正徳五年七月五日「津之宮村申口」(A所収)。
- (10) 正徳五年七月十九日「津之宮申口」(A所収)。
- (11) 正徳五年二月「乍恐以書付奉願候」(A所収)。
- (12) 正徳五年正月「乍恐御訴訟申上候」(A所収)。
- (13) Bによる。
- (14) 享保二年四月「覚」(B所収)。
- (15) Bによる。
- (16) B所収。
- (17) 享保七年五月「乍恐書付を以御願申上候」(C所収)。
- (18) 享保七年五月「乍恐書付を以申上候御事」(C所収)、享保七年七月「乍恐以書付申上候」(C所収)による。
- (19) 享保八年六月「乍恐以書付申上候」(C所収)。
- (20) C所収。
- (21) 享保八年七月二十二日「乍恐以書付奉願上候」(C所収)。
- (22) 享保八年六月「差上申証文之事」(C所収)。
- (23) 享保八年六月「差上申一札之事」(C所収)。
- (24) 享保十二年三月「乍恐以書付御訴訟申上候」(伊能家文書一一二八)。
- (25) 伊能家文書一一三三。
- (26) 石高に結ばれた負担が、運上金を凌駕して漁場占有の論拠として重視される

ようになることは、河川流域だけではなく、海付村落でもみられる傾向である。詳しくは、拙著『近世漁業社会構造の研究』(山川出版社、二〇〇一年)第六章参照。

(27) 井上準之助「近世後期の下利根川漁業の一考察」〔国際商科大学論叢』商学部編、三〇、一九八四年)。

(28) 上流・下流の相互関係を踏まえて河川流域の漁業構造を解明した研究として、近年では、高橋美貴「近世における漁場請負制と漁業構造」(後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』山川出版社、二〇〇二年)が挙げられる。

〔付記〕

史料の閲覧・利用にあたっては、伊能忠敬記念館および千葉県史料研究財団にお世話になった。末筆ながら記して心からお礼申し上げます。

(千葉大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
二〇〇三年五月二十三日受理、二〇〇三年七月十八日審査終了

## **Fishing Operations and Villages in the Middle Reaches of the Lower Tone River during the Shotoku and Kyoho Periods (1711–1736)**

GOTO Masatomo

This paper is an examination of a dispute over fishing grounds that occurred in the middle reaches of the Lower Tone River during the Shotoku (1711–1716) and Kyoho (1716–1736) periods for the purpose of shedding light on one aspect of the structure of fishing society in the Toso region. During 1714 and 1715, a dispute arose between the three villages of Sawara, Shinohara and Tsunomiya in Katori-gun, Shimousa Province and collectors of a river transportation tax who received tax payments for compensation for fishing grounds upstream from the three villages. By claiming that the fishing grounds by their villages were not part of the river but were a sea inlet, the three villages succeeded in their bid to avoid having to pay this river transportation tax, though the scope of their fishing grounds was reduced as a result. In this dispute, the primary concern of the river transportation tax collectors was to maintain a channel in the lower reaches of the river for fresh water fish to swim upstream, and to this end they stressed that any new fishing operation that impeded this should be stopped. However, this was not recognized in the decision handed down by the Bakufu authorities as priority was given to fishing using dragnets in the river beside the three villages. In the middle reaches of the Lower Tone River fishing using dragnets in the fishing grounds of the villages was not recognized as a fishing operation that impeded the running of fresh water fish and from that time on permission to operate freely was granted in accordance with the wishes of the villages along the lower reaches of the river. Then, later in Kyoho period, farmers in the river basin increased their activities centered on attempts to set new net taxes on dragnets in the river alongside other villages as a substitute for paying even higher river transportation taxes. The three villages paid double the amount of net taxes and sea taxes, and stressing that they had a history extending back many centuries of using the fishing grounds alongside the villages they ended up having to maintain exclusive possession of their own villages' fishing grounds. In this process, they emphasized the differences they had with the farmers who were attempting to set a new net tax, and the three villages claimed that payment of the net tax was nothing more than compensation for use of the dragnet tax and that rather it was the payment of sea taxes that enabled not only fishing operations but also the development of sand banks and fertilizer extraction in the area around the villages' fishing grounds. In this way, the three villages secured the fishing grounds, although the effect of the dispute in Shotoku period was that three villages were not able to intervene in the establishment of new net taxes for dragnets by villages further down the river, with the result that from the Kyoho period onwards these villages had to cope with poor catches.

---